

那覇労働基準監督署発表

令和4年2月1日

【照会先】

那覇労働基準監督署安全衛生課

課長 渋谷 雄太  
労働基準監督官 中野 哲太郎

電話：098-868-3431

## アスベスト関係法令説明会の延期について

建築物等の解体等工事に伴う石綿(アスベスト)の飛散防止対策の一層の強化を図るため、令和3年4月に改正石綿障害予防規則が施行され、同時期に大気汚染防止法が改正・施行されております。また、令和4年4月から電子による石綿事前調査結果報告制度の開始を予定しております。

これらを踏まえて、那覇労働基準監督署(署長 嘉手納 尚)では、沖縄県と合同でアスベスト関係法令説明会を開催することとしておりましたが、県内の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、開催の延期(※開催時期未定)を決定しました。

そこで、改正法令等の円滑な施行を図るため、本説明会にて使用予定であった資料を別添のとおりに掲載いたしますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、沖縄県説明資料につきましては追って掲載いたします。

(添付資料)

別添 那覇労働基準監督署説明資料

### ～石綿事前調査結果報告システムユーザーテストについて～

令和4年4月の石綿事前調査結果報告制度の施行に向けて、事業者のみなさまにシステムの操作について確認いただく機会としてユーザーテストを実施しております。

いつ

実施するのか

- ・ 令和4年(2022年)1月18日から2月18日までの1か月間実施します。

だれが

実施するのか

- ・ みなさまにシステムの利用に慣れていただくため、石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方がユーザーテストの参加対象です。

なにを

実施するのか

- ・ 事前調査結果の申請操作など、システム操作に慣れていただくため、実際のシステムを利用したテストを実施いただけます。また、令和4年4月1日以降の本運用に向けた一部の設定作業も行っていただけます。

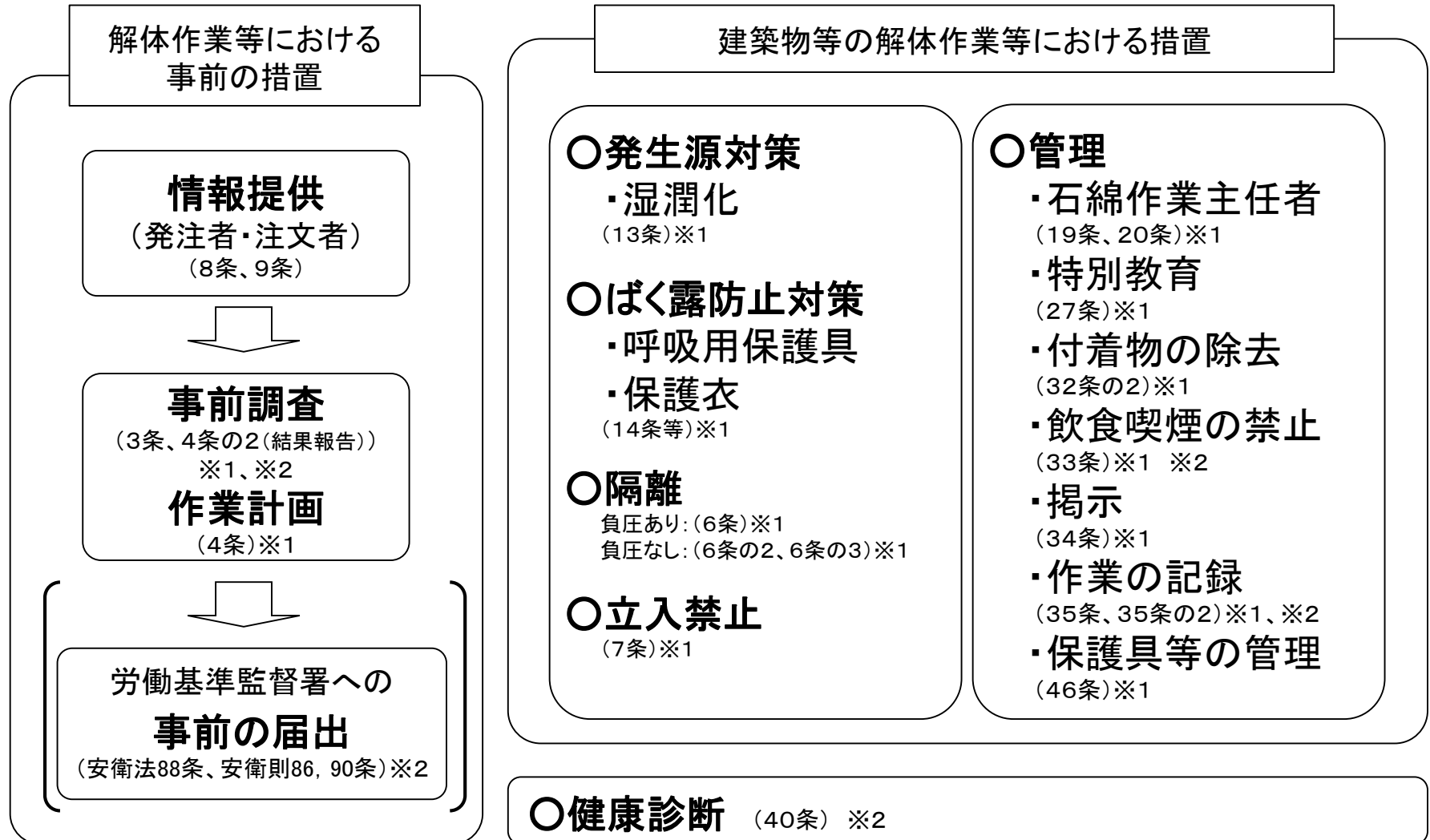
## アスベスト関係法令説明会

# 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の改正について

沖縄労働局那覇労働基準監督署安全衛生課



# 石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

# アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 －飛散・ばく露防止対策を中心として－（平成28年5月総務省） （抜粋）

今回、調査対象16県<sup>（注）</sup>内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が**事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等**を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが**52件確認**された。

（注）北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県。

（中略）

なお、52件のうち**41件**は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる**無届出**による解体等工事であり、また**29件**（うち、無届出24件）は、**アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められる**など、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

レベル3建材規制を実施している県市では、（中略）また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、（中略）**届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後**にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている<sup>（注）</sup>。

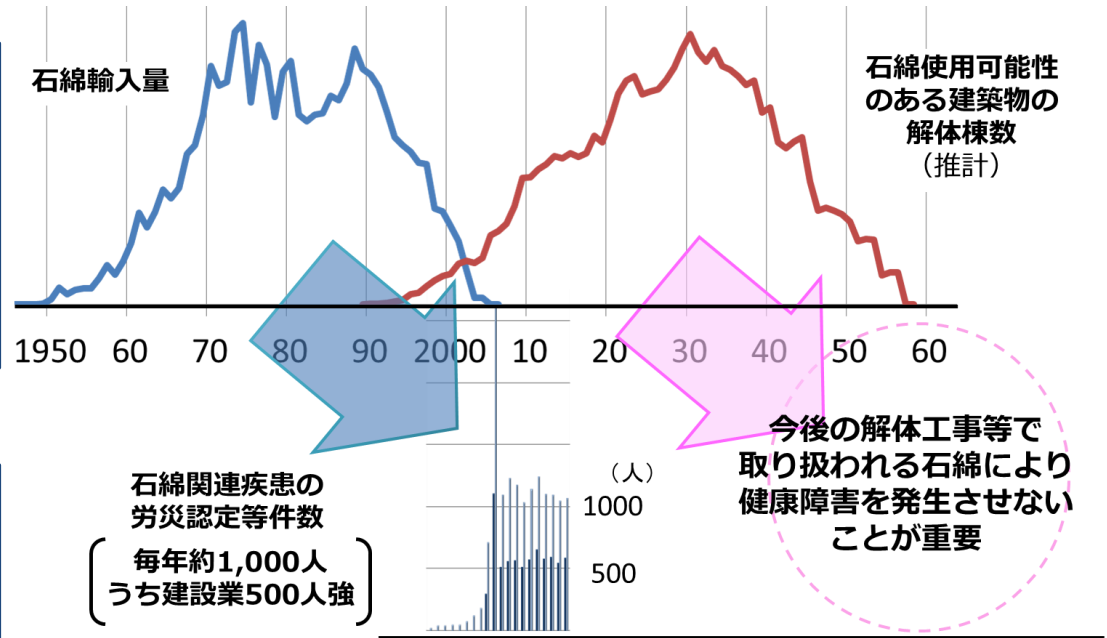
（注）上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

# 労働者の石綿健康障害防止対策の課題と対応

## 現状と課題

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要




労働安全衛生法第6条に基づく  
「第13次労働災害防止計画」において  
石綿対策の強化を盛り込んだ  
(平成30年2月厚生労働大臣決定)



## 第13次労働災害防止計画（抜粋）（計画期間：2018年度～2022年度）

- 石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討
    - 〔 ・建築物の解体等作業において石綿に関する事前調査を行う者の要件について検討
    - ・建材中の石綿含有分析を行う者の要件について検討
〕
  - 石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿把握漏れ防止を徹底
    - 〔 これまでは石綿含有の吹きつけ材、保温材・耐火被覆材・断熱材等がある解体改修現場のみ届出を義務づけていたが、石綿の有無にかかわらず、石綿が含まれている可能性が高い建築物の解体改修工事は労働基準監督署への届出の義務づけを検討し、必要に応じて、事業者の石綿把握漏れが疑われる現場への立入りを実施
〕
- 石綿ばく露防止措置を講じない事業者、解体工事の発注者等への対応策の検討 等

# 石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容	
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、タイル、けい酸カルシウム板種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>健康診断</p>	<p><u>けい酸カルシウム板種</u>※<sup>2</sup>（<u>破碎時</u>）</p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p> <p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、タイル等 その他石綿含有建材</p>

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）<sup>※1</sup>が対象  
 計画届（レベル2も計画届）  
 ※ 十四日前

负压隔離  
 集じん・排気装置の初回時、変更時点検  
 作業開始前、中断時の负压点検  
隔離解除前の取り残し確認  
 等

隔離  
 ※ 负压は不要

※ 1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 ※ 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 石綿障害予防規則等の主な改正内容

## 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

## 6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

# 1 解体・改修工事開始前の調査 (第3条)

## 事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、**全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならないこととする。**
  - ※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
  - ※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行っ定期点検や定期種等記録をすでに事後の石綿を求める 事前調査相 当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該 当する調査結果 記録確認
シップリサイクル法基 礎 書 類 一 覧 表 確 認 証 書 又 相 当 証 書) 交 付 受 けて いる 船 舶	書 類 一 覧 表 確 認
平成18年 9 月 1 日 際 着 工 した 建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 船 舶 ( 本 国 内 着 工 した の に 限 る 又 同 日 際 輸 入 さ れ た 船 舶	当該 田 等を設計図書等で 確認
平成18年 9 月 1 日 際 着 工 した 工 作 物 潜 水 艦 等 平 成 18 年 9 月 1 日 際 も 製 造 使 用 等 禁 止 猶 予 さ れ て い た ス ケ ッ ト 又 ば ラ ン ド パ ッ キ ン が 禁 止 日 際 に 置 け ら れ た の	当該 スケット又ば ランド パッキンの置 日 を設計図書 等確認

## 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、**石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。**



## 事前調査を行う者の要件の新設

- **建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。**

＜石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）＞

厚生労働大臣が定める者は以下のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物籍 含有建材調査者講習登録規程  
登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

[一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
- ③石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
- ④現地調査の実際と留意点（4時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部  
上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

[一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）
- ③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査（1時間）
- ④現地調査の実際と留意点（3時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

## 分析調査を行う者の要件の新設

- **分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。**

<石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）>

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までにに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

- ①分析の意義及び関係法令（0.75時間）
- ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（3時間）
- ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法（3時間）

## 事前調査及び分析調査の結果の記録等

- **事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならないこととする。**

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終田、調査対象の建築物等着田等、調査を行った建築物、工作物（は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のぬの試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等使用の有無（石綿等使用されいるのみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視によ確認が困難な材料の有無及び場所

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

### 計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

■ **以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。**

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹替 けられている石綿等の封じ込め 又は 囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹替 けられている石綿等の除去、封じ込め 又は 囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張付 けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め 又は 囲い込みの作業を行う仕事

<現行>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



<改後 >

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

## 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（第4条の2）

- 以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届出なければならないこととする。 ※紙での届出も可

### <届出が必要な工事>

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事（※R4.1.13省令第3号により追加）

### <届出事項> ※紙で届け出る場合の届出イメージは次ページのとおり

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物 は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

### <留意事項>

- ・解体工事は改修工事を同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを同一の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。

同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届出なければならないこととする。

### <石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）>

届出が必要な特定の工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は以下のものとする。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

## 事前調査結果等報告（一部抜粋）

元方事業者に関する事項	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号		
	作業場所の住所				工事の名称							
	工事の概要						建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日				
	建築物又は工作物の構造の概要						解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日～ 年 月 日				
	解体工事を行う床面積の合計		m <sup>2</sup>		解体工事又は改修工事の請負金額		円		事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日		
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。)		氏名		分析による調査を実施した者		氏名		作業に係る 石綿作業主任者の氏名			
講習実施機関の名称			講習実施機関の名称									

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離（負圧なし）、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

Q

報告が必要な「解体工事部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事」ほか3工事以外の工事において、事前調査は必要でしょうか？

A

前述の報告が必要な4工事については、報告が必要となる基準であって、床面積・請負金額にかかわらず、建築物の解体・改修工事は原則事前調査が必要です（石綿則第3条）。

つまり、事前調査結果の報告対象とならない工作物についても原則事前調査は必要という理解になります。

Q

石綿全面禁止日（着工日等が平成18年(2006年)9月1日）以降の建築物・工作物・船舶に係る工事についても報告は必要ですか？

A

石綿がない場合であっても報告は必要です。

なお、「事前調査の対象とならない作業」(令和2年8月4日付け基発0804第8号)に基づき事前調査を行わなかったものについての報告は不要となります。

**(参考) 「事前調査の対象とならない作業」(令和2年8月4日付け基発0804第8号)**

**(ア)** 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

**(イ)** 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

**(ウ)** 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

**(エ)** 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修の作業。

(※a～o 省略)



Q

同一の工事を複数の事業者で請け負っていますが、どの事業者が事前調査結果報告を行うこととなりますか？

A

元請事業者が複数事業者分をまとめて報告することとなります。

Q

法的に報告が必要となる項目は何ですか？

A

石綿則第4条の2第2項のとおりとなります。

なお、①建築物・工作物・船舶のいずれの工事か、②新築工事の着工日が2006年9月1日以降か否か、③事前調査者の資格要件の施行(2023年10月1日)の前後、④石綿の有無 等によつて報告項目が異なりますので、ご留意ください。

## (参考) 石綿障害予防規則第4条の2第2項

前項（※石綿障害予防規則第4条第1項）の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。）とする。

- 一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
- 二 解体工事又は改修工事の実施期間
- 三 前項第一号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
- 四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額
- 五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要
- 六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあつては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
- 七 材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

# 報告様式（建築物の例）

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

必須項目黄色セル：建築物の工事（新築工事の着工年月日が2006年8月31日以前の場合）

## 事前調査結果等報告

元方事業者の情報										
事業者の名称						事業者の代表者氏名	※システムでは裏面の代表者職氏名欄に転記されるため、任意で職名も求めている			
担当者のメールアドレス	※任意					事業者の電話番号	-			
事業者の住所	郵便番号	-								
	都道府県・市区町村名等									
	住所（続き）									
工事現場の情報										
労働保険番号	都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	
	-		-		-		-			
作業場所の住所	郵便番号	-								
	都道府県・市区町村名等									
	住所（続き）									
工事の名称										
工事の概要										
建築物等の概要										
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日	西暦 年 月 日			構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他			耐火	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積			m <sup>2</sup>	階数（地上階）			階建	階数（地下階）		
其他工作物・船舶 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上空 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶									
	解体工事を行う床面積の合計		・建築物の解体工事の場合、床面積が必須 ・建築物の改修工事の場合、請負金額が必須			解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日			
解体工事又は改修工事の請負金額				万円	石綿に関する作業の開始時期	西暦 年 月 頃				
事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日									
事前調査を実施した者										
氏名	※解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が2023年10月1日以降の場合必須 （元方事業者の労働者であるか否かを問わない）				講習実施機関の名称	※解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が2023年10月1日以降の場合必須 （元方事業者の労働者であるか否かを問わない）				
分析調査を実施した者										
氏名	※分析を実施した場合であって、解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が2023年10月1日以降の場合に記載される				講習実施機関の名称	※分析を実施した場合であって、解体工事又は改修工事の実施期間、又は報告日が2023年10月1日以降の場合に記載される				
作業に係る石綿作業主任者										
氏名	※石綿使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば、元方・下請の最低1つ以上の欄に記入が必要									

元方事業者に関する事項

事前調査結果等報告

請負事業者の情報			
事業者の名称		事業者の電話番号	— —
労働保険番号	都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号 — 枝番号		
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ		← チェック又は番号の記載があること	
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所(続き)		
事前調査を実施した者の氏名	※下請事業者の労働者が調査者である場合には、元方の欄に加えて該当する下請事業者の欄にも記載	事前調査を実施した者の講習実施機関の名称	※下請事業者の労働者が調査者である場合には、元方の欄に加えて該当する下請事業者の欄にも記載
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者の氏名	※石綿使用の有無で、1つ以上「有」又は「みなし」があれば、元方・下請の最低1つ以上の欄に記入が必要		
請負事業者の情報			
事業者の名称		事業者の電話番号	— —
労働保険番号	都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号 — 枝番号		
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ			
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所(続き)		
事前調査を実施した者の氏名		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称	
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者の氏名			
請負事業者の情報			
事業者の名称		事業者の電話番号	— —
労働保険番号	都道府県 — 所掌 — 管轄 — 基幹番号 — 枝番号		
□なし(又は不明) □元方(元請) 事業と同じ			
事業者の住所	郵便番号		
	都道府県・市区町村名等		
	住所(続き)		
事前調査を実施した者の氏名		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称	
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称	
作業に係る石綿作業主任者の氏名			

請負事業者に関する事項

事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔離 ②隔離（負圧なし） ③濃潤化 ④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	<p style="background-color: yellow;">少なくとも1種類以上の材料種類について記載があること （吹付け材～ロックウール吸音天井板までの欄に該当する作業対象材料がない場合には、その他の材料が選択されていることが必要。なお、作業対象ではない材料については入力・選択しない）</p> <p>・石綿使用が「無」の場合、石綿なしと判断した根拠が必須。</p> <p>・石綿使用が「有」「みなし」の場合、作業の種類（吹付け材～耐火被覆材までに限る）、切断等の有無が必須</p> <p>（※作業時の措置については、通常は何かしら選択されることが想定されるが、いずれの措置にも該当しない場合があるので必ずしも必須ではない（この場合には法令違反がないかよく確認すること）</p>					① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>						① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>	
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>	

年 月 日 ※システムでは自動入力されるので、入力不要

事業者職氏名 ※システムでは代表者氏名が自動転記されるので、入力不要

労働基準監督署長 殿

備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「講習実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

# 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

## 隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

＜集じん・排気装置の点検＞

- ・ 集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。

＜負圧の点検＞

- ・ 作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととする。

- 石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならないこととする。

※石綿等に関する知識を有する者・・・石綿則3条4項に規定する厚生労働大臣が定める者（建築物に係るものに限る）  
又は当該作業に係る石綿作業主任者

# 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

## けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

- 石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種※を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

※特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）において、けい酸カルシウム板第1種を規定している。

## 仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

# 5 その他の作業に係る措置の強化

## 石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、**切断等以外の方法により作業を実施しなければならない**こととする。

## 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、**除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならない**こととする。

# 6 作業の記録

## 労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

保護具の使用状況も含めて、作業の実施状況について文章等による簡潔な記載による記録で足りる

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要**を加える。

「監督署に報告した事前調査結果の写しで足りる」

## 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

- 石綿等が使用されている建築物、工作物（は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存**しなければならないこととする。

- ① 掲示・表示（事前調査の概要、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨等の掲示）
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、排気口からの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離解除前の確認の実施状況等（負圧隔離を要する作業を行う場合に限り）
- ③ 作業計画に示されている作業の方法、石綿粉じんの発散・抑制方法、石綿ばく露防止の方法のとおり作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況等。作業を行う部屋や階が変わるごとに記録が必要）
- ④ 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器・包装、当該容器等への表示、保管の状況



## 7 発注者による配慮 (第8条)

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

### 建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
  - ・ 工事の費用(契約金額)
  - ・ 工期
  - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

# 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------

7月                      10月                      4月                                      4月                                      4月                                      10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）	
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発	令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行

改正石綿則・安衛則の公布

# 関係省令・告示等一覧 (R2.2.1時点)

## 【省令・告示・指針】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)
- ・石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
(令和2年7月27日厚生労働省告示第276号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等  
(令和2年7月27日厚生労働省告示第277号)
- ・石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物  
(令和2年7月27日厚生労働省告示第278号)
- ・石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物  
(令和2年7月27日厚生労働省告示第279号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(令和2年7月1日改正厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号)

## 【通知】

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について(令和2年7月1日基発0701第11号)
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について  
(令和2年9月1日基発0901第10号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について(令和2年10月20日基発1020第4号)
- ・石綿障害予防規則の解説について(令和2年10月28日基発1028第1号)

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載。
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載。

## トップ画面



石綿対策は  
“みなさま”に関わる  
問題です



## サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
- [講習会のご案内](#)
- [配布物のご案内](#)
- [リンク集](#)
- [補助金制度について](#)

## 事業者向け・作業員向け・発注者向け等のページを作成

### 石綿ばく露防止のためのチェックリスト

詳しくは専用サイトへ → [www.ishiwata.mhlw.go.jp](http://www.ishiwata.mhlw.go.jp)



石綿作業主任者のみなさまへ

- 石綿作業主任者
- 事前調査結果の把握
- 事前調査結果の把握
- 石綿取扱場所
- 作業員の適正
- 作業前、作業中
- 隔離解除前に
- 作業の実施状況

### 石綿ばく露防止のためのチェックリスト

詳しくは専用サイトへ → [www.ishiwata.mhlw.go.jp](http://www.ishiwata.mhlw.go.jp)



作業従事者のみなさまへ

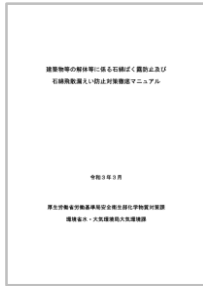
- 石綿の特殊健康診断（6カ月以内ごとに1回）を受診していますか
- 石綿の特別教育は受講しましたか
- 事前調査の結果は掲示等で確認しましたか
- マスク（呼吸用保護具）を正しく装着していますか
- 作業にあたって、建材を湿潤な状態にしましたか
- 作業場内から出るときに十分な洗身を行っていますか
- 使用済みの保護衣を蓋のある容器等に廃棄しましたか

作業員・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を随時更新



# 参考資料（一例）



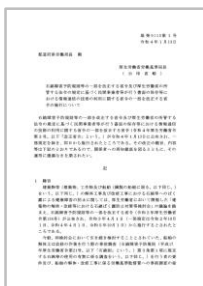
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)  
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、  
環境省水・大気環境局大気環境課



石綿障害予防規則の解説(令和2年10月28日)  
厚生労働省労働基準局



令和2年8月4日付け基発0804第8号  
「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」  
厚生労働省労働基準局長



令和4年1月13日付け基発0113第1号  
「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」  
厚生労働省労働基準局長

# 石綿解体・改修工事の事前調査の規制等が強化されました

(令和2年7月1日、27日公布・告示 / 令和3年4月1日等から施行)

## 1 事前調査・分析調査等について (全ての規定が施行される令和5年10月1日以降の最終的な条文番号を記載しています。)

### (1) 事前調査が必要な範囲等 (石綿則第3条①) 令和3年4月1日施行

- **建築物、工作物又は船舶<sup>\*1</sup>の解体等の作業<sup>\*2</sup>**を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要です。

\*1 船舶は、鋼製のものに限りません。

\*2 「解体等の作業」とは解体又は改修の作業のことで、封じ込め、囲い込みを含みます。

### (2) 事前調査の方法等 (石綿則第3条②、⑤、⑨) 令和3年4月1日施行

- 事前調査は、**全ての材料**について**設計図書等の文書を確認する方法**及び**目視により確認する方法**により行うことが必要です。

\* 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うことが必要です。ただし、石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できます。

\* 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに事前調査を行うことが必要**です。

### (3) 事前調査を目視等によらなくてよい場合 (石綿則第3条③) 令和3年4月1日施行

- 以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができます**。
  - ・過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
  - ・船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶
  - ・着工日が平成18年9月1日以降である建築物、船舶、施設等

### (4) 事前調査・分析調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、⑥、告示276、277号) 令和5年10月1日施行

- **建築物の事前調査**は、次の者に行わせることが必要です。(上記(3)の場合は除きます。)

種別	調査できる対象物
・特定建築物石綿含有建材調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

- **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。

- ・厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了審査に合格した者
- ・(公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者
- ・(一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

### (5) 記録の作成・保存、掲示等 (石綿則第3条⑦、⑧) 令和3年4月1日施行

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から3年間保存**することが必要です。
- 解体等の作業を行う作業場には、調査終了日、事前調査・分析調査を行った部分、材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した根拠等の概要を、**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。
- 石綿使用建築物等解体等作業を行う作業場には、上記掲示を行うとともに、**事前調査の記録の写しを備え付ける**ことが必要です。

### (6) 事前調査の結果等の報告 (石綿則第4条の2、告示278号) 令和4年4月1日施行

- 次のいずれかの工事を行おうとするときは、**石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告**することが必要です。

- ・解体部分の床面積が**80㎡以上の建築物**の解体工事
- ・請負金額が**100万円以上**の建築物の改修工事
- ・請負金額が**100万円以上**の**下記の工作物**の解体工事又は改修工事
  - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
  - ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
  - ・焼却設備
  - ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
  - ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
  - ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
  - ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
  - ・トンネルの天井板
  - ・プラットフォームの上家
  - ・遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

\* 様式第1号により報告することもできます。

\* 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。

## 2 その他の改正点

### (1) 計画届の提出範囲拡大 (安衛則第90条、石綿則第5条) 令和3年4月1日施行

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに**、所轄労働基準監督署長に**計画届**を提出することが必要です。今回の改正で、**従来作業届の提出が必要だったレベル2の作業も、計画届の対象となりました。**

- ・建築物・工作物・船舶に**吹き付けられている石綿等の除去・封じ込め・囲い込み**  
(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除きます。)
- ・建築物・工作物・船舶に張り付けられている**石綿等が使用されている保温材・耐火被覆材等の除去・封じ込め・囲い込み**  
(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限ります。)

\*改正により従来の作業届の提出は基本的に不要となります。但し、計画届を提出すべき業種は、建設業と土石採取業に限られているため、これら以外の業種が作業を行う場合には、計画届でなく作業届を提出することが必要となります。

### (2) 隔離した作業場所の点検等 (石綿則第6条) 令和3年4月1日施行

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検することとされていましたが、**集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたときにも同様の点検が必要となりました。**
- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、作業開始前に前室が負圧に保たれているか点検することとされていましたが、**作業中断時にも点検が必要となりました。**
- 石綿除去等のために隔離した作業場所の、隔離を解くときには十分湿潤化することが必要でしたが、これに加え、**次の者が除去の完了の確認**をすることが必要となりました。

- ・当該除去作業の石綿作業主任者
- ・事前調査を実施する資格を有する者(建築物に限る)

### (3) 石綿含有成形品の除去等の施工方法 (石綿則第6条の2、告示279号) 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品(スレート、ボード、タイル、シートなど)の除去は、**切断・破砕等以外の方法**により行うことが必要となりました。(技術上困難な場合は除きます。)
- やむを得ず**けい酸カルシウム板第1種**の切断・破砕等をするときは、ビニルシートなどにより**作業場所を隔離し、常時湿潤な状態**に保って作業をすることが必要となりました。(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)

### (4) 石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法 (石綿則第6条の3) 令和3年4月1日施行

- 石綿含有仕上げ塗材**を、電動工具(ディスクグラインダー、ディスクサンダー)で除去するときは、ビニルシートなどにより**作業場所を隔離し、常時湿潤な状態**に保って作業をすることが必要となりました。(隔離場所を負圧に保つ必要はありません。)

\*常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。

\*高圧水洗工法、超音波クレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

#### 「石綿含有仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

### (5) 石綿等の切断等の際、湿潤化できない場合の措置 (石綿則第13条) 令和3年4月1日施行

- 石綿等の切断等の作業等を行う際には、湿潤な状態にすることが原則とされてきましたが、これが著しく困難なときは、**除じん性能付き電動工具の使用**など、**石綿粉じんの発散防止措置に努める**ことが必要となりました。

### (6) 写真等による作業の実施状況の記録 (石綿則第35条の2) 令和3年4月1日施行

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、石綿則第4条第1項の**作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真等の記録とともに所定事項を記録し、作業を終了した日から3年間保存**することが必要となりました。
- 記録を作成するため必要な場合には、記録の作成者や発注者の労働者に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された作業場所に立ち入らせることができます。

### (7) 作業の記録の項目追加 (石綿則第35条) 令和3年4月1日施行

- 石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者については、1カ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から**40年間保存**することとされています。その際の**記録すべき項目に、事前調査・分析調査の結果の概要、上記(6)の記録の概要、保護具等の使用状況等**が追加されました。

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しが無いことの確認が義務になります（令和3年4月～）

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和3年4月～）

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）



# 石綿対策の規制が変わりました

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\* 下線部が改正事項

石綿飛散の危険性

高

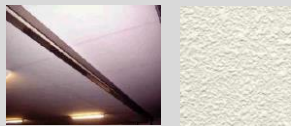
レベル1 建材



レベル2 建材



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)  
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



低

計画届の提出\*14日前まで  
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

### ■ 事前調査の実施

\* 調査方法を明確化 \* 資格者による調査  
調査結果の3年保存、現場への備え付け

### ■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

### ■ 掲示

■ 作業時に建材を湿潤な状態にする

■ マスク等の使用

■ 作業主任者の選任

■ 作業者に対する特別教育の実施

■ 健康診断の実施

- 作業場所を隔離し、  
負圧を維持
- 集じん・排気装置の初回時・  
変更時の点検
- 作業前・作業中断時の  
負圧点検
- 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

## [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、  
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類		
	全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

## ■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類			
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破砕等	けい酸カルシウム	仕上塗材の電動工具による除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	● <sup>3</sup>

# 規制内容の詳細・解説

## 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
  - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
  - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
  - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

## ■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

### ◆ 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### ◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

## 令和3年4月1日施行

### ■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

### ■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

### ◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

## 報告対象工事・報告内容

### ◆報告が必要な工事

#### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

#### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

#### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

### ◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

# 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

## ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

## ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

## ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

# 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

## ◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

## ◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
  - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

## ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

### ◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

### ◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

## 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

### ◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

### ◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録





厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

# 建築物（個人宅含む）・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、  
石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、  
電子システムで報告することが義務になります  
(令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)

◆**報告が必要な工事** ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

① **解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する  
工事をいう

② **請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える  
工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆**報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

# 報告様式(石綿障害予防規則様式第1号)

## 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	作業場所の住所	工事の名称						
	工事の概要	建築物又は工作物の新築工事の着工日				西暦 年 月 日		
	建築物又は工作物の構造の概要		解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日～ 年 月 日			
	解体工事を行う床面積の合計		m <sup>2</sup>		解体工事又は改修工事の請負金額		円	
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)		氏名		氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名	
講習実施機関の名称		分析調査を実施した者		講習実施機関の名称				
請負事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名		氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名		
		講習実施機関の名称		分析調査を実施した者		講習実施機関の名称		
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名		氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名		
		講習実施機関の名称		分析調査を実施した者		講習実施機関の名称		
	事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	事前調査を実施した者	氏名		氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名		
講習実施機関の名称		分析調査を実施した者		講習実施機関の名称				
事業者の名称	労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号			
事前調査を実施した者	氏名		氏名		作業に係る石綿作業主任者の氏名			
	講習実施機関の名称		分析調査を実施した者		講習実施機関の名称			

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切替等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離(負圧なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 月 日

事業者職氏名

### ☆関連する規制

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

のいずれかが実施する必要があります  
(令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご覧ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

(トップページ)

工事の元請業者のみなさまへ)



# 事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。  
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

## 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開  
予定です。公開までは、事前  
調査結果の報告制度のページ  
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID  
（gビズプライムまたはgビズ  
エントリー）が必要です。gビ  
ズIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

# 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

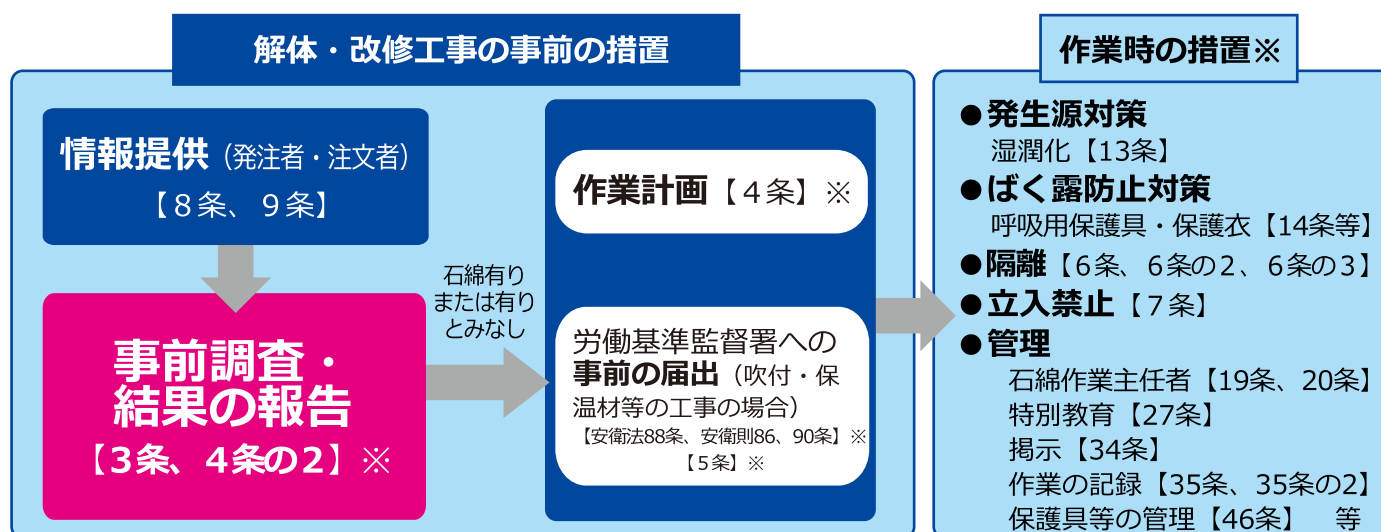
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
  - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
  - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
  - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
  - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

## 建築物等の解体・改修工事の

## 石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

## 石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point

1

2022年春から  
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point

2

報告はパソコン・  
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

Point

3

事前の準備が  
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。

## システムでできること(一例)

新規  
申請電子申請を  
おこなう

パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。

下書き  
保存テンプレート  
をつくる

申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。

一括  
申請まとめて  
申請する

「プライムアカウント(G BizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。

資料  
作成申請情報の  
活用

システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

## 事前に準備いただきたいこと

## パソコン・スマートフォンの準備

## パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末



パソコン

スマートフォン  
(タブレット)

OS

Windows / Linux  
iOS (iPadOS) / Android OS

ブラウザ

Google Chrome / Safari  
Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

## G BizIDの取得

## どちらかのG BizIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者  
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者  
個人事業主

OR

ログインにはG BizIDを利用します。G BizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

G BizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>石綿障害予防規則に  
関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に  
関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

# 石綿事前調査結果報告システムの運用開始前にユーザーテストを実施します

システムの運用開始(3月中を予定)に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施します。事業者のみなさまの積極的なご参加をお願いします。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 ※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGbizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで ※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。
URL	<a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/</a>
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載



石綿総合情報ポータルサイト

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>



環境省Webサイト

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/post 87.html>



## ユーザーテストQ&A

- Q** 参加に必要なものは？
- A** GbizIDを事前に取得いただく必要があります  
ユーザーテストに参加するためには、本運用時と同様にGbizIDが必要となります。今回取得したGbizIDは、本運用時にそのまま利用することができますので、早めに取得されることをお勧めします。
- Q** どの機能が使えるの？
- A** すべての機能が使えます  
ユーザーテストは、本運用時と全く同じ環境で実施しますので、申請機能以外にもすべての機能を利用いただき、操作を試していただくことが可能です。
- Q** 実際のデータを使うの？
- A** 申請データは架空のものでも構いません  
実際の事前調査結果報告データを入力・申請する必要はありません。実際のデータを入力していただいても問題ありませんが、ユーザーテスト終了後にデータは消去されます。
- Q** データはどうなるの？
- A** 申請データは消去されますがアカウントの設定は残ります  
ユーザーテストにおいて入力・申請された申請データは、ユーザーテスト終了後にすべて消去されます。ただし、ユーザーアカウント(ID・パスワード・グループ機能)に関する設定は、本運用にそのまま引き継がれます。
- Q** 動作不良がありました。どうすればよいですか？
- A** はじめに利用者マニュアル及びシステム上のFAQの確認を実施してください。解決しない場合、問い合わせフォームよりヘルプデスクに問い合わせをお願いします。  
問い合わせ対応に関しましては、テスト期間であることから全てのお問い合わせについて回答することをお約束するものではなく、よくあるご質問については、操作マニュアル修正やFAQの掲載に代えさせていただきます場合があります。ご理解をお願いします。

## ユーザーテスト・本運用のスケジュール(予定)

2022年1月18日(火)～2月18日(金)

2月下旬～

▼ 3月中(日時未定)

準備期間

ユーザーテスト

利用停止期間

本運用

ユーザーテストの開始までに、GbizIDを取得されることをおすすめします(テスト中でも取得は可能です)

ユーザーテストの期間中は、いつでも石綿事前調査結果報告システムを利用してテストを行うことができます ※メンテナンス等で利用不可となる場合があります

本運用に向けた準備のため、ユーザーテスト終了後、いったんシステムの利用を停止します

本運用の開始日時は、決まり次第お知らせします

※スケジュールは変更される場合があります

# 石綿事前調査結果報告システム

## ユーザーテストについてのご案内

令和3年11月

### 石綿事前調査結果報告システムURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(※ユーザーテスト開始までは、システムに関するページ（石綿総合情報ポータルサイト：厚生労働省委託事業により運営）に自動転送されます)





# 目次

1. ユーザーテストについて	2
2. ユーザーテストの実施時期について	3
3. ユーザーテストの実施対象について	4
4. ユーザーテストの内容について	5
4-1 事前調査結果の申請など	6
4-2 ユーザアカウントの管理	6
5. ユーザーテスト中の問合せ	7

# 1. ユーザーテストについて

令和4年4月の石綿事前調査結果報告制度の施行に向け、事業者のみなさまにシステムの操作について確認していただく機会として、ユーザーテストを実施します。

## 石綿事前調査結果報告システムについて

改正石綿障害予防規則・大気汚染防止法の施行に対応するため、厚生労働省・環境省が共同して電子報告システムの構築を行ってきました。

令和4年4月  
事前調査結果報告制度施行  
(石綿則・大気汚染防止法)

事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、令和4年4月1日より一定の解体・改修工事について、石綿含有の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を労働基準監督署及び都道府県等へ報告することを義務づけ

石綿事前調査結果報告  
システムの開発

事業者、及び行政職員の利用性と運用性を考慮し、それぞれの負担を軽減させつつ、確実な報告が可能な電子申請システムとして、厚生労働省・環境省が連携して**石綿事前調査結果報告システム**を開発し、令和4年3月中に本運用開始予定

## ユーザーテストについて

システムの利用者のみなさまを対象としたユーザーテストを実施します。本資料には、ユーザーテストの実施概要を記載しています。

いつ  
実施するのか

ユーザーテストの実施期間は、**令和4年(2022)年1月18日**から**2月18日まで1か月間**を予定しています。

P3

だれが  
参加するのか

みなさまにシステムの利用に慣れていただくため、石綿事前調査結果報告システムを利用予定の**すべての方**がユーザーテストの参加対象です。

P4

なにを  
実施するのか

事前調査結果の申請操作などシステム操作に「**慣れていただくため**」、実際のシステムを利用したテストを実施いただけます。また、本運用に向けた一部の**設定作業**も行っていただけます。

P5

## 2. ユーザーテストの実施時期について

ユーザーテストは1月18日～2月18日の実施を予定しております。

令和4年(2022年)1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和4年(2022年)2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

凡例
テスト期間

### 利用可能時間について

本運用時と同様、土・日・祝日を含む24時間運用を予定していますが、メンテナンス等により一時的に運用を中止する場合があります。

### ユーザーテスト終了後のスケジュールについて

ユーザーテストで登録されたデータの消去等、本運用に向けた準備作業を行うため、システムの利用を一旦停止します。本運用の開始スケジュールについては別途お知らせします。

### 3. ユーザーテストの実施対象者について

ユーザーテストに参加制限は設けず、本運用でシステムの利用対象となる全ての利用者が参加可能です。

#### ユーザーテストの参加者について

石綿事前調査結果報告システムを利用する全ての方がユーザーテストの参加対象です。また、参加人数の制限などは設けません。



#### 利用するユーザーアカウントについて

ユーザーアカウント(本システムを利用するためのID・パスワード)は、本運用時に使用するものと同じものを利用します。

#### 事業者

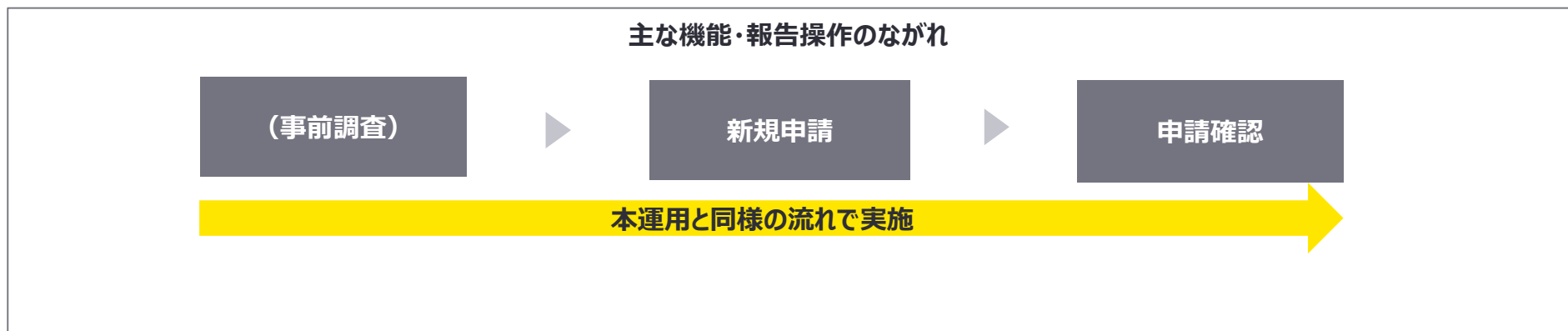
- 事業者は各自でアカウントの発行申請を行い、GbizIDを取得する【GbizID】<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- GbizIDエントリーは即時取得可能
- GbizIDプライムは作成にあたり書類提出及び審査を実施。確実にユーザーテストに参加するためには早期の取得を推奨

## 4. ユーザーテストの内容について

ユーザーテストは3月中旬からの本運用にあわせ、一連の操作を本運用と同じ形で実施します。ユーザーテストで入力した申請データはユーザーテスト終了時に削除されます。

### ユーザーテストの実施内容について

ユーザーテストでは、石綿事前調査結果報告システムの操作方法について、実際の運用時と同様に一連の操作を通してテストしていただくことで、利用者のみなさまに習熟を図っていただきます。なお、アカウント情報については、本運用時に使用する情報の設定を行っていただくことが可能です。



### 使用するデータについて

ユーザーテストは本運用と同じ環境を利用して実施しますが、申請したデータは**テスト終了後にすべて削除**されますのでご注意ください。なお、アカウント情報については、ユーザーテストで利用した情報をそのまま本運用で使用できますので**パスワード等の設定情報を忘れない**ようにお願いします。



## 4 - 1. 事前調査結果の申請など

### 事前調査結果の新規申請

※ユーザーテスト終了後情報は削除



- 事業者の方には、実際に行った事前調査結果（または架空の事前調査結果）をもとに、新規申請操作をはじめとしたシステムの全ての機能をご使用いただけます。**実際の事前調査結果をもとに入力する場合は、個人情報などを加工して入力することをお勧めします**（このデータは、労働基準監督署・自治体等で参照可能な情報となります）。
- ユーザーテスト終了後、申請情報は削除されます（アカウント情報はGビズで管理されていますので、本運用開始後も引き続き利用できます）。**実際に行った事前調査結果情報をユーザーテスト期間中に申請いただいたとしても、本運用開始後（令和4年3月中予定）に、改めて申請を頂く必要があります**ので、御了承ください。

## 4 - 2. ユーザーアカウントの管理

### アカウント管理

※本運用へ引き継ぐ

- 申請情報以外のアカウント情報については、申請情報と異なり本運用にアカウント情報をそのまま引き継ぎます。ユーザーテスト時に設定した以下の情報は本運用に引き継がれることとなります。
- ・GビズIDメンバーアカウントに設定されたグループ登録／メンバー登録（※GビズIDプライムを取得された事業者の方のみの機能）

各機能の詳しい説明については、石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）/環境省ウェブサイト等に掲載される「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル -詳細機能編-」をご確認ください。  
また、マニュアルは今後更新されることもありますので、都度ご確認ください。

# 5. ユーザーテスト中の問合せ

## ユーザーテストの実施中に不明点や不具合が発生した場合の問合せ方法

### ヘルプデスクへの問い合わせについて

ユーザーテストの実施中に、操作上の不明点やシステムの不具合が考えられる事象が発生した場合は、まずはじめにマニュアルの確認をお願いします。

また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を掲載しますので、こちらもあわせてご確認をお願いします。

マニュアルやお知らせ一覧に記載がなかったり、記載どおりの操作を行っても期待する結果が得られない場合は、システム内に設けられているお問い合わせフォームからヘルプデスクに問い合わせをお願いします。



### 電話での問い合わせについて

ユーザーテスト実施中は、限られた人員で問い合わせ対応を行っているため、問合せは基本的にお問い合わせフォームをお願いします。

